

東村山市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり、東村山市議会会議規則（平成10年東村山市議会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき東村山市議会に提出する。

平成27年12月18日提出

提出者 東村山市議会議員

島崎よう子
おくたに浩一
矢野ほづみ
佐藤まさたか
熊木敏己
石橋光明
山口みよ

東村山市議会会議規則の一部を改正する規則

東村山市議会会議規則（平成10年東村山市議会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 出産に伴う会議の欠席に関する規定を整備するため、本案を提出するものである。

東村山市議会議長 肥沼 茂男 殿

◇

平成27年 月 日

東村山市議会議長 肥沼 茂男

27 東村山市議会規則第 号

東村山市議会会議規則の一部を改正する規則

東村山市議会会議規則（平成10年東村山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第84条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

東村山市議会会議規則の一部を改正する規則

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 規 則

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(欠席の届出)

第84条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

旧 規 則

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(欠席の届出)

第84条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。